



市営住宅入居者を募集 入居者は抽選で決定

申込先 都市計画課、各総合支所地域振興課 **申込受付期間** 1月10日(金)～23日(木)

抽選会 1月30日(木) **入居時期** 入居許可日から10日以内

市営住宅

対象住宅	建築年度	間取り	募集戸数	部屋の所在	家賃
日山住宅 3棟 4階建(龍野町日山)	昭和47年	2UK	1戸	1階	11,200円～21,900円
上笹住宅 2階建(新宮町上笹)	平成17年	3LDK	1戸	1・2階 (メゾネット)	22,000円～58,400円
黒崎住宅 2階建(御津町黒崎)	平成14年	3LDK	1戸	1・2階 (メゾネット)	28,200円～74,900円
栄町住宅 3階建(御津町中島)	平成18年	2DK	2戸	1階、3階	22,200円～58,800円

申込資格

- 同居する親族のある方(ただし、60歳以上の方または身体等に障害のある方は単身可)
※夫婦の別居、友人等の寄合世帯、扶養義務のない祖父母、親、兄弟、姉妹など同居するなど不自然な世帯変更をした世帯は申し込みできません。
- 入居しようとする世帯員の所得額の合計から、申込者以外の同居者数に38万円をかけた額を引き、12で割った金額が158,000円(高齢・障害者世帯等は214,000円、中学校卒業までの子どもがいる世帯および合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯は259,000円)以下であること。
※その他障害者控除等があります。詳しくはお問い合わせください。

- 自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っていること(原則公営住宅入居者や持家のある方は申し込みできません)。
- 入居者および同居者が暴力団員でないこと。
- 一定以上収入のある連帯保証人がいること。
- 入居者が市税等を滞納していないこと。
- 入居者および同居者が過去に明渡し請求により市営住宅を退去していないこと。

※ペットの飼育はできません。
※上記抽選住宅以外にも常時募集している住宅がありますので、都市計画課までお問い合わせください。なお、常時募集住宅は60歳未満の単身者の入居も可能です。

▶ 都市計画課 (☎64・3163)



救急医療情報キットを備えておきましょう

高齢者および障害者のみの世帯等を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を収納しておく専用容器(救急医療情報キット)を配付しています。冷蔵庫へ保管しておくことで、万一の救急時に救急隊や医療機関へ必要な情報が伝わり、迅速な救命活動につながります。



- 対象者** ①65歳以上の高齢者のみの世帯
②重度障害者のみの世帯
③重度障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯

配付内容 専用容器、玄関用シール、冷蔵庫用マグネット、情報用紙

申請方法 地域包括支援課または各総合支所地域振興課窓口に申請書を提出してください。

医療情報の更新について 救急医療情報キットをすでにお持ちの方は、情報用紙をご確認いただき、適宜更新をお願いします。

▶ 地域包括支援課 (☎64・3197)



JR運賃の精神障害者割引制度開始に伴う手続きについて

令和7年4月1日から、JR運賃の精神障害者割引制度が開始されます。割引を受けるためには、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額「第1種」「第2種」の記載がある精神障害者保健福祉手帳が必要です。現在兵庫県にて交付されている手帳にはこの記載がないため、市窓口にて手続きが必要となります。

対象者 兵庫県が交付する、顔写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、有効期限切れ、顔写真の貼付がない手帳をお持ちの方は対象外となります。

手続きに必要なもの 精神障害者保健福祉手帳

※現在手帳に顔写真が貼付されておらず新たに写真付きの手帳を希望される場合は、再交付申請が必要になりますので、「写真(縦4センチ×横3センチ)」、「本人のマイナンバーが分かるもの」をご持参ください。
※県で交付するため、新しい手帳が出来上がるまで1カ月程度かかります。

割引率

区 分	割引乗車券の種類	割引率
第1種精神障害者とその介護者	普通乗車券・定期乗車券 回数乗車券・普通急行券	5割
第1種および第2種精神障害者(単独)	普通乗車券(片道の営業キロが100kmを超える場合)	5割
12歳未満の第2種精神障害児とその介護者	定期乗車券	5割

※1級をお持ちの方が「第1種」、2級または3級をお持ちの方が「第2種」となります。

その他 既に割引制度が導入されている鉄道会社もあります。詳細については、利用する各鉄道会社に直接お問い合わせください。

▶【手帳の制度】兵庫県精神保健福祉センター(☎078・252・4980) 【JR運賃割引手続き】地域福祉課(☎64・3204)



たつの市民憲章キーワードの募集について ～市民憲章にあなたの思いを～

市制施行20周年を契機に、市民がふるさとたつのへの愛着と一体感を一層高め、よりよいまちを作ろうとする気持ちを共有するため、本市の未来への道しるべとなる市民憲章を制定します。

制定するに当たり、市民憲章のキーワードを募集しますのでぜひご応募ください。

応募資格 どなたでも応募可

応募締切 2月10日(月)

応募は、
こちらから



募集する市民憲章キーワード

- 文字数は1～5文字程度のもの
- 親しみやすく、印象深く感じられるもの
- 音読した時に心地よく耳に入ってくるもの
- 簡潔でわかりやすいもの
- たつのらしさが反映されているもの

※応募するキーワードに込めた思い(理由)についても入力してください。

▶ 総務課(☎64・3142)



人権文化の創造をめざして ——学ぼう人間の尊厳——

231

人権教育実践発表会を開催

今年度も市内各地区で「人権教育実践発表会」が開催され、子ども園・保育所の公開保育や小学校・中学校での公開授業がありました。保護者や各校区の皆さまをはじめ、市外からも参加があり、人権学習の参観や分科会、パネルディスカッション等とおして、人権について考える機会となりました。

【新宮ブロック】

11月2日(新宮中学校で公開授業「共に生きる社会」をめざし、地域ぐるみで人権文化の息づくまちづくりをすすめるよう」をテーマに、社会教育部と学校園教育部が一堂に会して開催されました。全体会の後、5つの分科会に分かれて、それぞれの実践報告を基に各テーマに沿った討議が行われ、どの分科会も、グループ討議などで熱心な意見交流がなされ、地域ぐるみで人権文化の息づくまちづくりをすすめるようという意識が高まりました。

【龍野ブロック】

11月10日(旭こども園・小宅南こども園・小宅小学校・龍野東中学校で公開保育・授業)
全体会では、「あなたならどうする(こんなとき)」と題して、身近

な日常生活に焦点をあてた人権劇の発表がありました。その後のパネルディスカッションでは、小中学生・PTA・自治会・老人クラブの代表者が出演し、幅広い世代による意見発表や討議が行われ、身近な人権問題について参加者とともに考え、理解を深める機会になりました。また、参加者に「おやけ煮こ煮こ汁」がふるまわれ、笑顔があふれていました。



【御津・揖保川ブロック】

11月16日(岩見保育所・御津小学校で公開保育・授業)
御津小学校金管バンド部の素晴らしい演奏が全体会に花を添えました。その後、御津ブロックの各部会ごとに6つの分科会に分かれて、人権意識・人権感覚豊かな子どもたちの育成や住みよい地域づくり・共に生きる社会等について、実践発表と討議が行われました。今年度は御津ブロックの発表でしたが、揖保川ブロックからも参加者があり、地域を越えた意見や情報の交流もでき、有意義な時間となりました。

▶ 人権教育推進課(☎64・3182)

